

免許番号	内共第十六号		
漁業権者	美濃市曾代1番地3 長良川中央漁業協同組合		
漁業の名称	あゆ漁業、あまご漁業、にじます漁業、いわな漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業、あじめどじょう漁業、かじか漁業、よしのぼり漁業		
関係地区	岐阜市、関市（平成十七年二月六日における関市並びに武儀郡洞戸村及び武芸川町の区域に限る。）、美濃市及び山県市		
行使制限統数	・夜川網 83 統	・あじめ釜 32 統	
	・いしこびき網 23 統	・やな 3 統	
	・登り落 98 統	・あゆ瀬張網 57 統	

漁場の位置及び区域

漁業の位置及び区域

基点第十六号と点イとを結ぶ線から点口と点ハとを結ぶ線までの長良川、基点第二十号と基点第二十一号を結ぶ線から下流の武儀川並びに基点第二十二号と基点第二十三号とを結ぶ線から下流の板取川、福富川、エゴ川、余取川、片知川、神洞川及び半道川並びにそれらの支派川

- 基点第十六号 岐阜市上芥見地内の津保川と桐谷川の合流点下流端から下流四十メートルの点
- 基点第十八号 岐阜市上芥見地内長良川左岸の岐阜県河川距離標五十九・八キロメートルの点
- 基点第十九号 美濃市洲原地内中部電力株式会社長良川発電所制水口を中心
- 基点第二十号 山県市中洞と関市武芸川町谷口とに架かる若鮎橋右岸下流端から下流六十メートルの点
- 基点第二十一号 山県市中洞と関市武芸川町谷口とに架かる若鮎橋左岸下流端から下流六十メートルの点
- 基点第二十二号 美濃市大字乙狩字細野一六四番地の一の北東端
- 基点第二十三号 関市洞戸下洞戸一七二五番地の南端
- 点 イ 基点第十八号から三百十五度四十七分の線と長良川右岸との交点
- 点 口 基点第十九号から三百三十度の線と長良川左岸との交点
- 点 ハ 基点第十九号から三百十七度の線と長良川右岸との交点

